

広島県告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市河内町戸野字法忍平三九二八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅